

令和3年度

鳥取市歳入歳出決算等に基づく健全化
判断比率及び鳥取市公営企業会計決算
に基づく資金不足比率審査意見書

鳥取市監査委員

鳥 監 第 4 7 号
令和4年8月22日

鳥取市長 深澤義彦様

鳥取市監査委員 湯口一文

鳥取市監査委員 浜橋正教

鳥取市監査委員 上田孝春

令和3年度鳥取市歳入歳出決算等に基づく健全化判断比率及び
公営企業会計決算に基づく資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条
第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、令和3年度鳥取市歳入
歳出決算等に基づく健全化判断比率及び公営企業会計決算に基づく資金不足比
率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次
のとおり意見を提出します。

令和3年度鳥取市歳入歳出決算等に基づく 健全化判断比率審査意見

第1 審査の対象

- ①実質赤字比率
- ②連結実質赤字比率
- ③実質公債費比率
- ④将来負担比率

第2 審査の期間

- 1 実施期間 令和4年8月1日から同年8月17日まで
- 2 説明聴取 令和4年8月17日

第3 審査の方法

審査に当たっては、市長から提出された健全化判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が関係法令に準拠して作成されているかを主眼として、計数の確認を行ったほか、必要に応じて関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

第4 審査の結果及び意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

指数を前年度と比較すると、実質公債費比率は0.7ポイント下降（改善）、将来負担比率は4.6ポイント下降（改善）しており、全ての指標においてこれまで同様、早期健全化基準を下回っており、財政の健全性は保たれている。

今後も引き続き将来を十分に見据えた健全な財政運営に努められたい。

(単位:%)

項目	健全化判断比率	早期健全化基準	備考
実質赤字比率	— (—)	11.25	「—」は△5.80(△4.17)
連結実質赤字比率	— (—)	16.25	「—」は△24.52(△20.82)
実質公債費比率	8.9 (9.6)	25.0	
将来負担比率	63.8 (68.4)	350.0	

(注) 1 ()は前年度の数値を表示している。

2 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合は、「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」を「—」で表示している。

令和3年度鳥取市公営企業会計決算に基づく 資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

- ①鳥取市水道事業会計資金不足比率
- ②鳥取市工業用水道事業会計資金不足比率
- ③鳥取市病院事業会計資金不足比率
- ④鳥取市下水道等事業会計資金不足比率
- ⑤鳥取市公設地方卸売市場事業費特別会計資金不足比率
- ⑥鳥取市温泉事業費特別会計資金不足比率
- ⑦鳥取市観光施設運営事業費特別会計資金不足比率
- ⑧鳥取市電気事業費特別会計資金不足比率

第2 審査の期間

- 1 実施期間 令和4年8月1日から同年8月17日まで
- 2 説明聴取 令和4年8月17日

第3 審査の方法

審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令に準拠して作成されているかを主眼として、計数の確認を行った。ほか、必要に応じて関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

第4 審査の結果及び意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

全ての公営企業会計において資金不足は生じていないことは好ましい状況である。今後においても引き続き適切な財政運営に取り組まれない。

公営企業会計の名称		資金不足比率	経営健全化基準	備考
法 適 用	水 道 事 業	—	20.0%	剰余額 2,239,523 千円
	工 業 用 水 道 事 業	—		剰余額 7,281 千円
	病 院 事 業	—		剰余額 2,803,384 千円
	下 水 道 等 事 業	—		剰余額 3,427,089 千円
法 非 適 用	公 設 地 方 卸 売 市 場 事 業 費	—		過不足なし
	温 泉 事 業 費	—		剰余額 473 千円
	観 光 施 設 運 営 事 業 費	—		過不足なし
	電 気 事 業 費	—		剰余額 93 千円

(注) 資金不足が生じない場合は、「資金不足比率」を「—」で表示している。

